

バス運転者の労働時間の基準

貸切バス運転者の労働時間については、労働基準法では規制が難しいことから、厚生労働省が以下の改善基準告示を策定し、拘束時間など厳しい基準が定められています。バス事業者は、この基準に適合する運行計画を定め、適正な運行管理を行うことにより、安全運転の確保を図っています。

改善基準告示 <バス>	
<input type="radio"/>	拘束時間: <u>1日13時間まで</u> (16時間まで延長可能。ただし15時間以上は週に2回まで)
<input type="radio"/>	休息期間: <u>1日継続8時間以上</u>
<input type="radio"/>	運転時間: <u>2日を平均して1日9時間まで</u>
<input type="radio"/>	連続運転時間: <u>4時間毎に30分以上の休憩を確保</u> (1回につき10分以上で分割可能)
<input type="radio"/>	休日: <u>1週間に1日以上又は4週間に4日以上</u> <u>休日労働は2週間に1回まで</u> (拘束時間は4週間平均で1週間当たり最大71.5時間まで)

厚生労働省が定める労働時間の基準



改善基準告示に追加して、高速・貸切バスについて交替運転者の配置基準を策定

配置基準（平成25年8月全面適用） <新高速乗合バス・貸切バス対象>	
ワンマン運行の上限	<p>昼間</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 距離: <u>実車距離は原則500kmまで</u><input type="radio"/> 時間: <u>運転時間は原則9時間まで</u>
	<p>夜間</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 距離: <u>実車距離は原則400kmまで</u> (※)<input type="radio"/> 時間: <u>運転時間は原則9時間まで</u><input type="radio"/> 連続乗務: <u>連続4夜まで</u> *ただし、400km超は連続2夜まで <p>※ 夜間高速ツアーバスについては平成24年7月から、夜間貸切バスについては平成24年12月から先行実施</p>

貸切バス交替運転者の配置基準